

平成 21 年 4 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社オープンループ
代 表 者 名 代表取締役社長 駒井 滋
コ ー ド 番 号 4831 大阪証券取引所
(ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」)
問 合 せ 先 経営企画部広報・IR担当 細谷 寛
TEL (03) 5368-3894

当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 17 日開催の取締役会において、株式会社エスケイ・キャピタルによる当社株式に対する公開買付けについて、下記のとおり意見表明することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	株式会社エスケイ・キャピタル	
(2) 事 業 内 容	投資業、経営コンサルタント業等	
(3) 設 立 年 月 日	平成 20 年 10 月 22 日	
(4) 本 店 所 在 地	東京都新宿区西新宿八丁目 3 番 1 号	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 佐藤 憲治	
(6) 資 本 金	4,600 千円	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社エムワン・キャピタル	100.0%
(8) 買付者と対象者の関係等	(a) 資本関係	買付者は当社株式 60,000 株（所有割合 39.77%）を所有する筆頭株主であります。
	(b) 取引関係	該当事項はありません。
	(c) 人的関係	買付者の代表取締役佐藤憲治氏が当社取締役を兼務しております。
	(d) 関連事業者への当該状況	該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 21 年 4 月 17 日開催の取締役会において、公開買付者による当社発行の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、中立の立場をとることを決議致しました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの背景

当社は、平成9年10月に、ITセキュリティ技術開発事業を主要事業として設立し、平成15年3月に人材派遣事業を行う株式会社トラストワークを吸収合併し、現在に至っております。現在、当社の売上構成比の大半を占める人材派遣業界においては、世界的な金融市場の混乱やそれに伴う世界経済の減少傾向を受け、有効求人倍率が大幅に低下するなど経営環境が急速に悪化しております。また、日雇い派遣の原則禁止等を始め、労働者派遣法の改正に関する社会的議論も活発化するなど、厳しい状況にあります。

このような環境の中、当社は、平成20年11月12日、当社及び当社グループの企業価値向上を目的として中長期的な視点で協力関係を構築すべく、公開買付者に対し第三者割当増資を実施し、当社取締役の候補者として公開買付者が推奨した佐藤憲治と板橋雄弘の2名を同年12月の定時株主総会で当社取締役として選任いただき、経営体質の改善と強化を推進しているところであります。

しかしながら、前述のとおり、人材派遣業界においては企業の直接雇用への動きや、日雇派遣原則禁止の法制化など、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続き、更なる業績悪化が懸念される状況となっております。

したがって、当社においては、今後、事業再構築のために様々な施策を迅速に行う必要があり、このような施策を実施する過程で、短期的に大きく業績を悪化させることも想定され、配当などの株主還元を実施できないなど、株主の皆様が不利益を被る可能性もあると考えられます。併せて内部統制報告制度への対応等により管理体制の整備費用等、上場を維持するためのコストが年々増加していることから、当社の現在の収益力・経営基盤に比して、そのコストの負担が相対的に高くなってきている事実もございます。

② 本公開買付けの開始に至る経緯並びに本公開買付けの概要

このような状況下、当社は、平成21年3月17日、公開買付者より、当社株式を公開買付けの方法等により取得し、当社を完全子会社化する旨の意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を受領しました。

本意向表明書を受領し、当社取締役会は、平成21年3月19日、公開買付者による公開買付けが、当社及び当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの判断に必要な情報を収集するため、公開買付者に対し、質問状を送付致しました。

これに対し、公開買付者は、平成21年3月25日、当社取締役会が送付した質問状に対する回答書（以下「本回答書」といいます。）を当社取締役会に送付したうえで、平成21年4月8日付で公告し、次のような概要の公開買付けを開始いたしました。

即ち、公開買付者は、現在、当社株式60,000株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）39.77%）及び新株予約権34,000株を所有（新株予約権を含めた場合の所有割合は50.85%）しているところ、当社を完全子会社とすることを目的として、買付予定数の下限を31,254株（「公開買付応募契約書」を締結した大株主の株式数）に設定し、下限に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行わないこととする一方で、買付予定数の上限は設定せず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行うこととして本公開買付けを開始しております。

なお、本公開買付けにあたり、公開買付者は、当社の大株主であるクオンツキャピタルアジアリミテッド（常任代理人 株式会社クオンツ・キャピタル、所有株式数 21,127 株、所有割合 14.01%）、株式会社クオンツ・キャピタル（所有株式数 10,127 株、所有割合 6.71%）、各々の大株主の担保権者である株式会社大成コーポレーションとの間で、平成 21 年 4 月 7 日付で「公開買付応募契約書」を締結し、本公開買付けに応募する旨の同意を得ているとのこととす。

③ 上記意見に至った意思決定の過程

当社取締役会は、本回答書の内容等を検証するとともに公開買付者と協議するなどして、公開買付者の公開買付けが成立した場合の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、取引先、顧客、従業員その他当社を取り巻くステークホルダーの利害への影響等を慎重に検討して参りました。

かかる検討において、当社取締役会は、取締役 6 名で構成されているところ、取締役佐藤憲治は、公開買付者の代表取締役を兼務していることから、本公開買付けにおきましては、当社取締役会は、本公開買付けに関する意見表明に係る意思決定過程におけるあり得る利益相反を回避し、恣意的な判断がなされないようにするとともに、公開買付手続の適法性を担保するという観点から、厳格なプロセスを経て当該意見を決定することが望ましいと判断しました。

このため、当社は、日比谷パーク法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、同事務所による、公開買付手続の適法性に関して法的助言を得ながら慎重に議論・検討を重ねるとともに、公開買付者らから提示されることとなる公開買付価格の公正性を判断するための基礎資料とするべく、第三者算定機関として株式会社マーキュリーファイナンシャルブレイン（以下「MFB」といいます。）を選任して当社株式価値の算定について依頼し、同社より株式価値算定資料を取得しました。

④ 意見の根拠及び理由

当社取締役会は、法務アドバイザーである日比谷パーク法律事務所から助言を得て適法性について留意しつつ、公開買付者の代表取締役を兼務している取締役佐藤憲治が審議・議決に加わらないこととして、取締役会の意思決定が公開買付者の意向のみで左右されることなく、少数株主、取引先、顧客、従業員その他当社を取り巻くステークホルダーの利害への配慮も加味することができるような状態を確保したうえで（注）、MFB より取得した株式価値算定資料を精査して慎重に審議した結果、本公開買付けが当社及び当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上に資するかはなお未知数であり、本公開買付けに対して積極的に賛同の意を表明するに足る確信を得ることが困難であるという判断に至りました。

しかしながら、他方で、本回答書の内容等を検証するとともに公開買付者と協議するなどして公開買付者及び本公開買付けの目的に関して収集した情報からは、本公開買付けに反対すべき特段の事情が認められず、また、MFB による当社株式の株式価値算定資料による限り、本公開買付けの買付価格（4,000 円）が当社株式の 1 株あたり株式価値の算定結果の範囲内（3,923 円から 4,423 円）であることが認められました。

そこで、当社取締役会は、取締役佐藤憲治を除き、その審議及び決議に参加した当社

取締役の全員一致で、本公開買付けに応ずるか否かの判断につきましては、株主の皆様にお委ねすることとして、本公開買付けについては、当社取締役会は、中立の立場をとることを決議致しました。

(注) なお、取締役板橋雄弘は、上述のとおり、当社取締役の候補者として公開買付者が推奨したことを契機として、平成20年12月の定時株主総会で当社取締役として選任いただきましたが、過去から現在に至るまで、公開買付者及びその親会社の取締役、執行役、支配人その他の使用人となったことはなく、法律上の利益相反に該当せず、また、同人の取締役候補者の選定自体は、当社の取締役としての適正に関する当社の独自の判断による就任要請に基づくものであり、公開買付者からの独立性が確保されていると考えられることから、本公開買付けに関連して開催された当社取締役会の審議及び決議に参加しております。

3. 公開買付者またはその特別関係者による利益供与の内容
該当事項は御座いません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係わる対応方針
該当事項は御座いません。

5. 公開買付者に対する質問
該当事項は御座いません。

6. 公開買付期間の延長請求
該当事項は御座いません。

7. 公開買付者による公開買付けの概要

本公開買付けの概要につきましては、金融庁が提供する「EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）」をご参照下さい。

(アドレス：<http://info.edinet-fsa.go.jp/>)

以上